

令和7年(2025年)4月28日

就学援助費受給 保護者 様

城陽市立北城陽中学校

校 長 中村 聡

学校諸費の取扱いについて

日頃は、本校教育推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
就学援助費受給家庭における今年度の学校諸費の徴収について、下記のとおりとします。

記

1 給食費について

学校諸費振替時に、給食費は徴収しません。

学期ごとに支給される就学援助費の給食費は城陽市から直接学校へ入金され、学校から給食センターへ支払います。従って、就学援助費の給食費の貴口座への入金はありません。

2 スポーツ振興センター災害共済給付に係る掛金について

学校諸費振替時に、掛金（1年分460円）は徴収しません。

城陽市が全額負担しますので、保護者負担はありません。

3 その他の経費について

学年費・PTA会費・生徒会費・学習活動費は、通常どおり徴収します。

第1学年については修学旅行積立金を徴収し、修学旅行実施後に返金します。

※途中で修学援助対象でなくなった場合、全額を徴収するのが困難なための措置です。

口座振替日の前日までに該当口座へのご入金を済ませてください。

なお、給食費と修学旅行費以外の各援助費は、随時、城陽市教育委員会（学校教育課）より申請時に指定された口座へ振り込まれます。

4 各援助費の振込通知について

各援助費の支給がある場合は、学校のホームページの「事務室より」内の「就学援助制度について」でお知らせしますので、確認してください。

※個別のお知らせはしませんのでご了承ください。

担当／正木（事務）
Tel 55－1009